

2025年6月5日

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

桐生市生活保護違法事件全国調査団
(代表 井上英夫)

生活保護行政を真に生まれ変わらせるため、 監査を根本的に見直すことを求める要望書

日頃より、厚生労働行政を推進いただいていることに心から敬意を表します。

さて、私たち桐生市生活保護違法事件全国調査団は、本日、別紙のとおり、桐生市に対し「桐生市生活保護行政が真に生まれ変わるために」という要請書を提出いたしました。これは本年3月28日にまとめられた「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会報告書」(以下「報告書」といいます。)についての私たちの見解と要望をまとめたものです。

今回、明らかになった桐生市の問題は、憲法で保障された生存権の具体化である生活保護制度を違法に歪め、桐生市民の生存権を侵害する事件でした。毎年、監査(指導検査)を実施していた群馬県が、これを防止できなかったことは重大ですし、厚生労働省にも監査について重い責任があります。というのも、2014年と2017年の2回にわたって厚生労働省が桐生市を監査していたにも関わらず、この10年ほどの長期に亘る人権侵害をチェック・改善できていなかったからです。

この問題を受けて厚生労働省は、今年度から指導検査のあり方の見直しを実施したところですが、その見直しの前とはいえ、社会問題ともなった桐生市事件に対し実施した本年2月上旬の「厚生労働省生活保護法施行事務監査」の結果を見る限り、濫給防止の観点からの指摘が多く、漏給防止の観点からの監査が弱すぎると私たちは考えています。

たとえば保護率が半減している自治体は桐生市だけでなく、他に10自治体もあります。また、各地でいわゆる「水際作戦」が行われ、生活保護の利用を違法に阻まれている事案も後を絶ちません。桐生市の問題を「氷山の一角」だと捉え、生存権を侵害するような事案を根絶するために、次のとおりの内容で厚生労働省が根本的に見直すことを強く求めます。

記

1. 監査の内容をさらに改善し、漏給防止に重点を置くこと

[注]

桐生市の場合、具体的には、

- ① 自動車保有を認められるべき事案で、保有を認められなかったという相談

監査の指摘では、自動車保有を認めた事案についての指摘ばかりで、そもそも不当に認めなかった事案についての指摘はありません。

- ② 通院交通費(医療移送費)の支給を求めたところ、市から拒絶されたという相談
桐生市全体で、医療移送費の支給は年間 2400 円という実態があるのに、その点について指摘していません。
- ③ 不動産の保有容認基準を市が誤解しており、容認されるべきものまで処分させた事案、あるいは保有が認められる不動産を理由に保護の申請ができないと拒絶したことなど、数々の問題点があります。

これらが監査で見逃されることのないよう、監査の方向性を見直すことを求めます。

- 2. 監査にあたって保護率が10年間に激減している自治体について、特別監査を実施すること
桐生市だけでなく、最近10年間で保護率が半減している自治体が、10を超えています。したがって、これらの自治体について、特別監査を実施し、いわゆる「水際作戦」が行われ、生活保護の利用を違法に阻まれている事案がないかどうか、「稼働能力」の活用が異常に求められていることはないか、当事者本人の同意なき「扶養調査」がおこなわれていないかなどの点検を行い、改善を求める必要があります。
- 3. 「報告書」の実施状況についての報告を求めること
「報告書」では、桐生市が今後生活保護制度の根本的改善のため実施すべき事項について、さまざまな提言がなされています。また、「報告書」に付加して、私たちは、「桐生市生活保護行政が真に生まれ変わるために」という要請書を提出しています。これらの提言、要望内容が現実の桐生市の生活保護行政に生かされているかどうかについて、群馬県を通じて毎年桐生市に報告を求めることが必要です。

以上

問い合わせ先 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3階
全国生活と健康を守る会連合会内
電話 03-3354-7431 FAX 03-3354-7435